

「健康経営」に関する体制

理事長をTOPとし、統括産業医を健康づくり責任者として、健康づくり委員として、指導係職員（保健師・管理栄養士等）、事務局（事務局長：人事労務・総括安全衛生管理者）で健康づくり委員会を組織し活動する。その他組織として、各施設に健康経営実践担当者を置きます。健康経営実践担当者は、自身の施設での施策実行の中心メンバーであるだけでなく、健康づくり委員会へ施策案を提案します。施策案は精査したのち、健康づくり委員会から安全衛生委員会を経て、経営会議で討議し承認を得た後に、各施設で施策を実行します。

【健康経営体制図】

